

翻訳・紹介

# オーストリア自由党 (FPÖ) 綱領

(オーストリア自由党連邦党大会決議 グラーツ、2011年6月18日)

## オーストリアを第一に

東 原 正 明

### はじめに

戦後オーストリアでは、オーストリア社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Österreichs (SPÖ)) とオーストリア国民党 (Österreichische Volkspartei (ÖVP)) という二大政党が国民の大きな支持を得てきた。1956年から1983年までの期間、国民議会選挙での二大政党の得票率の合計は90%前後で推移し、同国の政治は両党による大連合政権をはじめとした形態を通じて非常に安定していたといえる。しかし近年、SPÖ と ÖVP は支持を大きく減らす傾向にある。それに対して現在、緑の党やオーストリア自由党 (Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ)) への国民の支持が増大している。緑の党は、1986年に4.8%の得票率で初めて国民議会に議席を獲得し、現在では安定的な支持を得ることのできる政党へと発展した。一方のFPÖは、1999年の国民議会選挙において26.9%の得票率で第二党となり、翌年にはÖVPとの連

---

\*福岡大学法学部准教授

<sup>1</sup> オーストリアの現代政治の概説としては、東原正明「オーストリアー協調民主主義体制の発展と変容」(津田由美子、吉武信彦編『世界政治叢書3 北欧・南欧・ベネルクス』ミネルヴァ書房、2011年所収) 参照。

立政権を形成するなど、政治的影響力を増している<sup>1</sup>。

FPÖ は、戦後に元ナチ党員の受け皿となった政党である独立者同盟 (Verband der Unabhängigen (VdU)) を母体として結成されたが、1983年に実施された国民議会選挙までは第二大政党と比較して支持率が著しく低迷していた。しかし、「極右主義者」とも評されるイェルク・ハイダー (Jörg Haider) が1986年に党首に選出されたのち、FPÖ は、ナショナリズムを強く主張し、ポピュリズム的手法で党勢拡大を図る彼の指導の下、支持を大きく拡大させた。二度の党分裂を経験したものの、同党は現在ではオーストリアの国政における主要な政治的アクターのひとつとなっている<sup>2</sup>。日刊紙『デア・スタンダード』が実施した各政党の支持率に関する世論調査によれば、2015年3月8日現在、FPÖ は27%を獲得して第一党となり、さらに ÖVP (23%)、SPÖ (22%) が続いている<sup>3</sup>。

本稿は、1980年代半ば以降にオーストリアで勢力を拡大させてきた FPÖ の現行党綱領の翻訳である<sup>4</sup>。現党首のハインツ・クリスティアン・シュトラヘ (Heinz-Christian Strache) の下、2011年6月18日にグラーツにおいて採択されたこの党綱領は、1997年にハイダーの影響を強く受けて決議された前綱領と比較して非常に短い<sup>5</sup>。しかしながら、前綱領と同様にオーストリア国家やその社会に関する認識、EU や外国人に対する考え方などにおいて、ナショナリズムを基盤として主張を展開してきた FPÖ の思想的立場は十分に表明されているといえよう。党綱領は、「党の価値、目標、要求を記

<sup>2</sup> FPÖ の歴史や綱領的發展などについては、東原正明「極右政党としてのオーストリア自由党—ハイダー指導下の台頭期を中心に」(北海学園大学『法学研究』第41巻第2号～第43巻第1号、2005年、2006年、2007年所収) 参照。

<sup>3</sup> *Der Standard*, 8. März 2015. インターネット版。

<sup>4</sup> FPÖ の現行綱領は、同党のホームページ (<http://www.fpoe.at>) からダウンロードできるほか、Christoph Kotanko (Hg.), *Die Qual der Wahl. Die Programme der Parteien im Vergleich*. Wien, 2013にも収録されている。同書には、FPÖ のほか、SPÖ や ÖVP などの党綱領も掲載されている。

した原則的文書 (Grundsatzschrift) であり、長期間にわたる党のアイデンティティを示す書類 (Identitätspapier) である」<sup>6</sup>ことから、本綱領を邦訳し、紹介することには意義があると考えられる。この綱領では、まず党の全体的立場が表明され、その後、10の項目ごとに簡潔な説明が加えられている。

## オーストリア自由党 (FPÖ) 党綱領

オーストリア自由党連邦党大会決議 (グラーツ、2011年6月18日)

### オーストリアを第一に

オーストリアとその国民のための自由、安全、平和、繁栄は、社会的で、業績を重視し、オーストリア愛国的な政治勢力としての我々の行動にとっての指針であり、基準である。

我々は豊かな歴史と我々の伝統に根をおろしており、そのことは、来たるべき世代の未来を積極的に形作るための責任と分かちがたく結びついている。

我々は、ドイツ言語・文化共同体の一部としての祖国オーストリア、我が国内に居住する諸民族集団、さらには自由な諸国民と各祖国のヨーロッパを公然と支持する。

我々は、個人や共同体の自由と責任、民主主義、自由主義的な法治国家、

<sup>5</sup> 1997年に決議されたFPÖの前党綱領の邦訳は、東原正明「極右政党としてのオーストリア自由党—ハイダー指導下の台頭期を中心に(7・完)」(北海学園大学『法学研究』第43巻第1号、2007年所収)参照。なお、今般邦訳した現行綱領の冒頭に掲げられた「オーストリアを第一に」は、ハイダー指導下の同党では党綱領に限らず、政治活動の場でも使われた中心的標語である。ジャーナリストであるクリストフ・コタンコ (Christoph Kotanko) は、この標語の下でオーストリア「共和国が「ドイツ言語・文化共同体」として位置づけられる」と指摘している。Kotanko (Hg), *a.a.O.* S. 16.

<sup>6</sup> Kotanko (Hg), *a.a.O.* S. 13. またコタンコは、シュトラヘーによる「したがって我々の党の本質的な方向づけは、党綱領に記されている」との言葉を引用している。Ebd. S. 16-17.

市場経済と社会的公正の原理を公然と支持する。

我々は、オーストリアの自決権、さらには我々の伝統や我々の歴史的発展の中で拡大した我々の人間観と社会観を保持し、守ることを公然と支持する。

### 自由主義的政策の指導原理

1. 我々にとって、自由は最高の財産とみなされる。1848年の市民革命以来、我々は自由を手に入れようと努力し、その自由を防衛するために、達成された事柄が再び脅かされている至るところで奮闘してきた。
2. 我々には、我々の郷土であるオーストリア、我々のナショナルなアイデンティティと自立性、我々の自然な生活の基盤を守る義務がある。
3. 市民の自由は、自由主義的な法治国家と真の連帯的共同体 (Solidargemeinschaft) を通じて保証され、保護される。
4. 男女とその子ども達による共同体としての家族は、機能する社会にとっての自然な基礎 (Keimzelle) であり、かすがい (Klammer) であって、世代間の連帯と一体となって我々の未来の能力を保証する。
5. 我々は、社会的な責任を伴う市場経済において業績を促進し、私有財産を守り、社会全体のために保険料を公平に分配し、給付することに賛成する。
6. 公的な保健衛生制度によって、国民には可能な限り最善の医学的備え、処置、介護が提供される。
7. オーストリアは、あらゆる手段をもってその領土を守り、その中立を維持し、そしてあらゆる危険な状況下において、その市民に対して保護と援助を与えなければならない。
8. 幅広い教育や自由な学問、独立した芸術と文化は、社会の発展のための前提条件である。
9. 世界におけるオーストリアの役割は、人道的な責任と自覚、オーストリ

アの利益の確保によって支えられている。

10. 自由な諸国民と自治された各祖国の同盟は、我々のヨーロッパ政策と我々の国際的関係の基礎である。

### 1) 自由と責任

我々にとって、自由は最高の財産とみなされる。1848年の市民革命以来、我々は自由を手に入れようと努力し、その自由を防衛するために、達成された事柄が再び脅かされている至るところで奮闘してきた。

人間の尊厳は、人間が自由であるところにその根拠がある。自己決定としての自由は、自己責任を果たそうとする意志を伴い、あらゆる形態の弾圧を排除する。個人の発展と国家や市町村などの我々の公共団体の中核部分は、自由と責任によって形作られる。

我々の自由の概念は観念論の世界観に根源があり、人間をその物質的欲求に限定された存在であるとはみなしていない。個々人の自由に対しては、それが同胞の自由を制限する場合にその限界が見いだされる。

自由、人間の尊厳、民主的な公共心は、以下の重点的な諸テーマとの関連において、我々の自由主義的な考え方と我々の秩序観念の基礎である。

- ・郷土、アイデンティティ、環境
- ・法と公正
- ・家族と諸世代
- ・豊かさと社会的均衡
- ・健康
- ・安全
- ・教育、学問、芸術、文化
- ・世界への門戸の開放性と自立性
- ・多様性の中のヨーロッパ

## 2) 郷土、アイデンティティ、環境

我々には、我々の郷土であるオーストリア、我々のナショナルなアイデンティティと自立性、我々の自然な生活の基盤を守る義務がある。

我々は、諸国民の自決権、我々の祖国であるオーストリアの独立と自立性、すべてのオーストリア国民（Staatsbürger）の連帯を公然と支持する。

我々は、我々の祖先との結びつきや我々の子孫に対する責任を意識し、のちに続く諸世代のために、健全な環境の中での自己決定された生活と自由、平和、安全の中での積極的なさらなる発展を可能にする郷土を保持したい。

オーストリアの言語、歴史、文化はドイツ的である。オーストリアの圧倒的多数はドイツ民族・言語・文化共同体の一部である。ブルゲンラント・クロアチア人、スロヴェニア人、ハンガリー人、チェコ人、スロヴァキア人、ロマ人という、元来居住する我々の民族集団は、歴史的に定住している少数派としてオーストリアと我々の国民（Staatsvolk）を充実させる、統合された構成要素である。

人種的、宗教的あるいは政治的理由から迫害された者に対して我々の郷土における政治庇護を認めることは、保護の必要性が存在する限りにおいて、人道的に要請される。安全な第三国を経由してオーストリアへ入国した者は、この庇護という枠組みにおいて申請しなければならない。

オーストリアは移民受入国ではない。したがって我々は、血統を重視した家族政策を追求する。ドイツ語を習得し、我々の諸価値と各法律を内容全体について受け入れ、文化的に根をおろしている、すでに統合され、品行方正で、合法的に滞在している移民は、市民権と我々の国籍を取得できなければならない。

オーストリアはヨーロッパ文化圏の一部である。ヨーロッパ文化は、その最も古い根源を古代に有している。ヨーロッパは、キリスト教によって決定的に特徴づけられ、ユダヤ教や他の非キリスト教的宗教共同体から影響を受

け、人道主義と啓蒙主義を通じて、その発展がさらに進んだ。

我々は、その帰結としての基本的諸価値や、我々が広範な意味において文化—キリスト教 (Kultur-Christentum) と呼び、教会と国家の分離に基づくヨーロッパの世界像を公然と支持する。

我々は、狂信と急進主義に対して、これらヨーロッパの諸価値と我々の自由で民主的な基本秩序を断固として防衛し、平和と自由における我々の指導的文化や生活様式の維持とさらなる発展を支持する用意がある。

公法的法人の地位が授与されることによる特権は、我々の社会が啓蒙されたことによる獲得物として教会と国家が分離されていることを公然と支持し、我々の憲法と各法律を尊重する宗教団体に対して留保される。オーストリアにおいて宗教行為を行うこと (Religionsausübung) の自由は、—我々の法治国家によって保護された—宗教教義から逃れることのできる自由の存在を前提とする。

我々の郷土であるオーストリアにとっての生活の基礎である我々の自然環境の保護、持続的で自然環境に留意した農場経営、そして生物の多様性は、我々にとって重要性が高い。エネルギー生産のために核エネルギーを利用することを、我々は拒否する。

自然に密着し、尊敬の念に満ちて接することによって、我々と同様に被造物である動物たちは、苦痛を受けたり危害を加えられたりすることから保護される。

### 3) 法と公正

市民の自由は、自由主義的な法治国家と真の連帯的共同体 (Solidargemeinschaft) を通じて保証され、保護される。

我々は、法と秩序、さらには社会的責任によって共生が特徴づけられている法治国家、社会国家を公然と支持する。

我々は、民主的、法治国家的、共和主義的で、三権が分立され、連邦国家的な憲法原理、命と人間の尊厳に対する敬意、言論・集会・出版の自由といった自由主義的な基本的自由（liberale Grundfreiheit）を公然と支持する。

我々は、直接民主主義の拡充、自由、秘密、平等、直接という原理を有し、有権者本人が投票する比例代表選挙権、世論の独占と操作を妨げるメディア法を公然と支持する。

我々の国家は、特別の権利と義務を持った国民の共同体として理解される。

我々の国民の権利には、選挙権、ふさわしい専門教育を受ける権利、苦境において、共同体を通じて支援を受ける権利が含まれる。義務の内容としては、同国人との連帯、国家機能を維持するための保険料の支払い、さらには国内外の安全と社会組織の維持に対する人的な動員が含まれる。国際的な義務に同意し、それを履行することで、オーストリア国民に不利な事態が生じてはならない。

我々の社会政策には、高齢や障害、病気、事故、失業を通じて、あるいは困難なつらい体験を通じて生じうる生存の危機から守ることが求められる。

社会住宅は、とりわけオーストリア国民の住宅需要を満たすことに役立つものである。

我々は、効率的かつ公正に連帯が形作られる、人道主義的に特徴づけられた社会や、社会組織が持続的に資金を調達できることを公然と支持する。そのためには、社会的乱用の効果的な克服と業績への支援が求められる。

#### 4) 家族と諸世代

男女とその子ども達による共同体としての家族は、機能する社会にとっての自然な基礎（Keimzelle）であり、かすがい（Klammer）であって、世代間の連帯と一体となって我々の未来の能力を保証する。

我々は、男女の機会の平等、相互に敬意を払うこと、そして性差によらな



い公正な収入を公然と支持する。

実際の、あるいは推定上の不利な扱いを取り除くために一方の性を優遇することを、我々は決定的に拒否する。多数の要素を通じて前提とされる、統計的に算出された不平等が、個々の人間への公正ではない行為を通じて調整されうることはない。したがって我々は、クオータ制あるいは「ジェンダー主流化 (Gender-Mainstreaming)」に反対する。

パートナー間や世代間相互のために責任を負うことによって特徴づけられた家族は、我々の社会の基礎である。男性と女性の生活共同体は、子どもの存在を通じて家族となる。自分一人で子どもを養育する責任を引き受けている者は、子ども達とともに家族を作る。

我々は、子どもの福祉を守る特別な形態としての、男女間の婚姻には優位性があるということを公然と支持する。男女の協力関係のみが、我々の社会に子どもが多い状態を作ることを可能にする。同性間の交際のための特別の法的制度を我々は拒否する。

我々は、国家が保護する任務を負っている範囲内において、該当する家族が機能しないことによって子どもの福祉が明確に損なわれるところでは、家族の自律に対して介入することを公然と支持する。両親が別居している場合、子どもに対しては共同の責任を引き続き負っているということが極めて重要でなければならない。

税制において、家族は経済共同体として評価されなければならない。年金制度については、子どもを世話する期間や家族の介護に対する給付が考慮されなければならない。

家族に守られて子どもが世話を受ける代わりに、国家による代替措置が講じられることを我々は優先させない。家族が世話をすることを支援するための給付は、子どもが入学年齢になるまで、その両親が受けることができる。同時に我々は、子どもの福祉と職業の拡大に有利となる真の選択の自由を保障

するために、子どもの面倒を見る場を幅広く提供することに賛成する。

特に子どもに対してむき出しの暴力が振るわれることに関して、許容される余地はない。我々は、子どもや保護を必要とする我々の社会の構成員に対して向けられた犯罪について、刑法上の厳しい決定を公然と支持する。

オーストリアの未来は若者たちの手にある。自由主義的な青少年政策の目的は、強い性格を持ち、自由な人間として存在しうるために必要なすべての知識と能力を備えた、啓蒙された一人前の国民の育成という点にある。

我々は、世代間の連帯を公然と支持し、高齢の世代の社会的、文化的、経済的、そして政治的貢献や人生経験を高く評価する。我々は、決定過程や民主的意思決定にあらゆる世代が協力することに賛成する。

我々は、調和がとれ、給付が公平で、社会的な、国家による年金制度や、企業と個人による将来への備えを公然と支持する。

我々は、高齢者の尊厳を認知すること、あらゆる形態での高齢者の放置、虐待、そして彼らへの暴力を克服することを決心した。

## 5) 豊かさと社会的均衡

**我々は、社会的な責任を伴う市場経済において業績を促進し、私有財産を守り、社会全体のために保険料を公平に分配し、給付することに賛成する。**

我々は、社会的責任を伴う市場経済を公然と支持し、業績を重視することを促進し、中小企業の成長を可能にする。

立派な業績は報われなければならない。公平な賃金や企業への公正な課税を通じ、業績を上げる準備をすることで、我々の国民が私有財産を形成し、豊かさを実現することが可能となるようすべきである。

機会の平等という観点で、自由な環境であるとともに社会的な郷土において最高の生活条件をあらゆるオーストリア人に可能にするということを、我々は公然と支持する。世代を越えて苦しみながら獲得されたオーストリア

の豊かさは、未来のために守られなければならない。この豊かさは、それを獲得した人々やその子孫に優先的に享受される。

我々は、イデオロギー的な制限なく、具体的にこの時代に挑戦する経済政策と、景気の循環を超えて収支の均衡がとれた国家財政を公然と支持する。

税金を低くし、業績が上がるよう刺激することは、経済の成功と健全な労働市場のための前提である。それらは補助金と再分配に優先される。オーストリアの若い企業家にとっては、起業支援と税の軽減が認められなければならない。

我々は、給付が公正で社会的に均衡のとれた税制を公然と支持しており、幅広い豊かさと社会的公正の基礎としての、勤労所得と資本家の所得の同価値性を出発点としている。企業に課税する際には、企業への投資や雇用の場の創出に対して優遇措置が講じられなければならない。

自由主義的な予算政策の目的は、市民の負担軽減である。税金や公課の高さは、有効な行政や、儉約的、経済的かつ理にかなった公的資金の取り扱いを通じて、被用者や雇用者のために、必要な程度に制限されなければならない。

我々の経済政策は、産業界が技術と輸出を重視する傾向が強いこと、中間層の革新力、仕事のための、そしてそれと平行した専門教育での彼らの業績、さらには、個人の職務遂行の重視や我々の最小規模、あるいは小規模の企業の収益可能性を高く評価する。

我々は、情報やコミュニケーション技術の意義を正当に評価し、個々の交通事業者の運行を相互に調整し、個人の移動に対する人間の自由を確保する、インフラ全体にかかわる広範な戦略を追求する。

健全な農民層は供給確保の前提であり、高い価値を持った自然のままの土地や人工の自然地域における、我々の自然な生活の基盤を守る存在である。オーストリアの農民は、補助金による束縛や独占化を進める農業コンツェル

ンから自由でなければならない。したがって農業の業績に対しては、公正な生産価格が支払われなければならない。

## 6) 健康

**公的な保健衛生制度によって、国民には可能な限り最善の医学的備え、処置、介護が提供される。**

人間の生きる権利、その健康、そしてその尊厳は、功利的な考量とは相容れない。したがって、その存在において人間は、経済的な考量のために脅かされてはならず、医学や遺伝子工学の乱用、あるいは病気になるし障害があることを理由におろそかにされることを通じて、その尊厳を失うようなことがあってはならない。

我々は、国家の公衆衛生制度において、加入している保険の種類によって医療の質に差を生じさせる制度（Mehrheitsklassenmedizin）には助成しないという政治的要求を公然と支持する。公的な公衆衛生制度からは、社会的な出自あるいは宗教的態度に基づく特権が排除されなければならない。

命を守り、精神的・身体的健康を維持、快復させることは、国家の公衆衛生制度のための我々の目的である。治療やアフターケアと並んで、予防に対して我々は大きな意義を認める。

公衆衛生制度における行政と組織は、儉約性、経済性、合目的性という原則にしたがって運営されなければならない、それによって衛生のための支出が人間にとって役立つものとなる。我々は、賃金付帯費用によって企業に大きな負担がかかることを可能な限り避け、幅広い保険料の基盤を確保するような、公衆衛生制度のための資金調達構造を公然と支持する。衛生と介護は一つの機関によって資金的に担われる。

衛生関連の仕事に就く人々は、オーストリアにおいては可能な限り最高の専門教育を受けていなければならない、その責任に満ちた任務は公正な賃金の

支払いを受け、十分な休憩時間を得ることができなければならない。

健康への備えは、とりわけ自己責任に基づく。したがって我々は、食品のすべての成分を明確に示すことに賛意を表明し、中毒性のある薬品の乱用を撲滅するために努力し、遺伝子操作された有機物に依存しない、自然に密着した農業を公然と支持する。

特に我々の幼稚園や学校におけるスポーツと運動は、政策によって積極的に支持されねばならない。義務教育学校のカリキュラムでは、栄養学が考慮されなければならない。我々は、子供や若者の医学的備えが最も重要だと考えている。

外国出身の市民によるオーストリアの公衆衛生制度の利用は、自身の社会保険制度を通じて確保されるべきである。

## 7) 安全

オーストリアは、あらゆる手段をもってその領土を守り、その中立を維持し、そしてあらゆる危険な状況下において、その市民に対して保護と援助を与えなければならない。

法と秩序は、我々の自由主義的な考え方の基本価値であり、我々の国民の安全に寄与するものである。

我々は安全を、基本的欲求であり、人間の積極的な発展のための重要な前提であると見なす。我々の安全を確保するためには、自己防衛力が前提となる。したがって我々は、我々の治安機関と連邦軍の機関において可能な限り最高の専門教育がなされ、またそうした最高の装備を保有することを公然と支持する。

組織犯罪、集団犯罪や逃亡幫助、麻薬取引、テロ、暴力やその他の犯罪を撲滅する際には、国家は自らの保持する可能性を決然と利用しなければならない。

我々は死刑を断固として拒否する。

刑の執行においては、我々の社会を守るとともに、犯罪被害者を保護し、支援することにも最高の価値が置かれる。犯罪者の社会復帰には、この観点が考慮されなければならない。罰金刑は、まず第一に被害者の助けになるものでなければならない。人道的な社会においては、暴力犯罪と財産犯罪の法定刑は明確に区別されなければならない。

オーストリアにおいて有罪判決を受けた外国人は、その出身国に送還されなければならない。

我々は、包括的な国土防衛と、兵役、あるいはオーストリアの安全と独立や社会的平和のために個人的に行う代替役務という形態で、すべての男性国民が一般兵役義務に就くことを公然と支持する。女性の国民に対しては、自由意思における兵役や代替役務、社会奉仕活動（Sozialdienst）の可能性が開かれていなければならない。

郷土を守ることや国土防衛は、連邦軍の国外派兵よりも優先される。オーストリアの兵士の国外派兵は、もっぱら自由意思によるものでなければならない。そして、大災害に対する派遣や人道的任務のためであり、平和確保に向けてのものであって、国連の決議に基づいてなければならない。

オーストリアは自治された、仲裁者となる国家であり、したがって軍事条約を批准しているかどうかという点からは自由でなければならない。我々の連邦軍や我々の兵士の投入に関する決定は、主権を有する中立国家として、自国の市民の安全と自由のために、自らの責任においてもっぱらオーストリア自身が決定する。

## 8) 教育、学問、芸術、文化

幅広い教育や自由な学問、独立した芸術と文化は、社会の発展のための前提条件である。

人間が社会において豊かに発展しうするためには、知的な教育、可能な限り最高の専門教育と生涯教育、教授と学習の自由、さらには社会的な機会の平等が必要となる。それに加えて、学問的研究と教授、芸術の発展と開拓、芸術の教授は自由でなければならない。

読み、書き、計算という教養のための技術を伝えること、学識や専門知識、技能を幅広く習得すること、個々の資質や才能を伸ばすこと、職業生活の準備として可能な限り最高の専門教育を行うこと、そして我々の公共団体の価値と伝統を伝えることは、国家の学校政策や教育政策の中心的課題である。学校制度や教育制度においては、人間の精神的な素質や関心は多様であるということが考慮され、この多様性に対応する仕組みがとられ、あらゆるイデオロギー的な操作は排除されなければならない。

授業で使用する言語であるドイツ語を習得していることは、オーストリアの公立学校で規定の授業に出席するための前提である。

我々は、公共の福祉という枠組みにおいて学問が自由に発展することを公然と支持する。学問は、研究と教授の調和に基づき、もっぱら真実を見いだすことに寄与するものであって、適切でない操作も、誤った民族教育的方向づけ、あるいは考慮も必要としない。国家は、学問の自立性に対するイデオロギー的介入をやめなければならない。

的を射た研究や開発を行うことは、我々の祖国の確固たる将来の支柱となる。基礎研究は、応用的研究とまったく同様に重要なことである。研究と教授は、経済的利益の下位に置かれたり、それに従属させられたりしてはならない。我々は、研究に関して越えてはならない倫理上の境界が存在することを公然と支持する。

そのすべての現象形態において、芸術と文化は、我々の社会のアイデンティティの本質的な創立者である。人間のあらゆる表現形式の総体としての文化は、その最高の創造的な表現形式を芸術に見いだす。

我々の社会において、芸術には、人道的人間観、社会観を根拠とした法秩序と我々の憲法を通じてのみ、その制約が存在する。芸術に関する自由は、芸術への批評に対する、そして芸術に関する批評的な議論に対する市民の自由を前提とする。

我々の西欧文化は内容豊かであり、多様性がある。この西洋文化は、ヨーロッパの各文化国民（Kulturnation）を結びつけている。その際に、我々の各文化財を維持することは、我々にとって大きな意味がある。

到達された水準が高いことから、我々独自の文化がさらに自由に発展できるようにするとともに、文化を作り出す最も重要な要素としての我々の母語を守ることが大切である。

文化政策の中心的な任務は、我々の社会の文化的豊かさをさらに発展させるための支援である。その際、政治は単に自由の保証と芸術の多様性のための枠組み設定を行うのみである。それは、この多様性が個々の芸術に関する業績を通じて発展されるものだからである。芸術は、国家によって道具化されてはならず、芸術は自己目的である。芸術は、想像力と自己認識の学校であり続けることができるのみである。

## 9) 世界への門戸の開放性と自立性

**世界におけるオーストリアの役割は、人道的な責任と自覚、オーストリアの利益の確保によって支えられている。**

我々の郷土に主権と自由が存在するがゆえに、我々は世界へ門戸を開放することができる。我々の外交政策は、人道的な責任、自覚、そしてオーストリアと世界に広がるその市民の安全保障政策的、経済的、文化的利益の確保によって支えられなければならない。

したがって我々は、オーストリアの主権を確保し、その市民の自由を守るという目的を重視した外交政策を公然と支持する。我が国の政治の、あらゆる



る外交政策的、二国間的、あるいは多国間的な行動には、このオーストリアの共通利益が考慮されなければならない。

我々は、平和を促進するオーストリアの中立とヨーロッパの連帯を公然と支持する。我々は、調停と和解の伝統において世界平和に貢献したい。

自立性や自由と並んで、我々の郷土と我々の国に住む人々への愛情、我々の伝統、我々のアイデンティティ、我々の文化の保護は、我々が世界に門戸を開放するための基礎である。独自の文化と起源を高く評価する者は、他の文化に対して率直に敬意を払うことができ、あるいは、他の文化が攻撃的で我々独自の文化を排除しようとする性質を示す場合、必要とあらば他の文化から身を守ることができる。

オーストリアによる開発援助の基本原理は、自助への支援である。それによって自由と責任が援助され、危機的状況や難民の流入に対処される。

オーストリアは、ドイツ人とラディン人からなる南チロル人の弁護人であり、かつてのオーストリア＝ハンガリー帝国領内出身でドイツ語を母語とするすべての元オーストリア人のための利益を代表する。我々は、チロルの統一のために努力し、南チロルの自決権や戦後故郷を追われた人々の諸団体への支援を公然と支持する。

## 10) 多様性の中のヨーロッパ

**自由な諸国民と自治された各祖国の同盟は、我々のヨーロッパ政策と我々の国際的関係の基礎である。**

我々は、歴史的に形成された諸国民と元来居住する諸民族集団からなるヨーロッパを公然と支持し、強制された多文化主義、グローバル化、大量移住を通じて、多様なヨーロッパの諸言語と諸文化が人為的に画一化されることを決定的に拒否する。ヨーロッパは、ヨーロッパ連合という政治的なプロジェクトに還元されてはならない。

我々は、自治された諸民族と各祖国からなるヨーロッパ、そして補完性と連邦制の原理にしたがったヨーロッパの共同作業を公然と支持する。ヨーロッパの将来の運命は、それを構成する諸国家が自らをどのように構成するかという点での自由によって特徴づけられなければならない。

ヨーロッパ統合の目的は、地理的、精神的、文化的にヨーロッパを形作り、西欧的諸価値、文化遺産、ヨーロッパの諸国民の伝統に対して義務を負う諸国家の共同体である。

我々は、真の民主主義を可能にし、成年に達した自由な市民を尊重するヨーロッパを支持する。たとえば EU 法においてのように、条約を通じて連邦憲法を根本的に改定する場合には、拘束力を持つ国民投票が必要とされる。

我々は、連合と各加盟国のための権利と義務のカタログを有するヨーロッパの一連の条約を公然と支持する。主権を有する各加盟国の憲法的基本原理は、完全に共同体法に優先されなければならない。

人権に反するベネシュ布告や AVNOJ の諸決定は、それと関連して存在する恩赦法とともに、人道的なヨーロッパにおいては受け入れられず、難民、殺害された者、財産を没収された者のための正義という意味において取り消されなければならない。

我々は、オーストリアの中立が維持されたもとの、そしてヨーロッパ以外の諸大国やヨーロッパ以外の重要な諸軍事同盟と明確に区別して、共通のヨーロッパ的利益を世界規模で維持するための、そのようなヨーロッパの諸国からなる同盟による共通外交・安全保障政策を公然と支持する。